

平成25年

第3回臨時会

会議録

ホームページ用

平成25年 5月1日

平成25年第3回 江 差 町 議 会 臨 時 会  
( 第 1 号 )

◎ 期日及び場所

平成 25 年 5 月 1 日 ( 火 ) 午前 10 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会 期 の 決 定  
[ 町 長 行政報告 ]  
日程第3 承認第1号 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求  
めることについて  
日程第4 承認第2号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処  
分の承認を求めることについて  
日程第5 承認第3号 平成 2 5 年度江差町一般会計補正予算 ( 第 1 号 ) の専決処分  
の承認を求めることについて  
日程第6 承認第4号 平成 2 5 年度江差町水道事業会計補正予算 ( 第 1 号 ) の専決  
処分の承認を求めることについて  
日程第7 議案第1号 平成 2 5 年度江差町一般会計補正予算 ( 第 2 号 ) について

◎ 出席議員 ( 1 0 名 )

議	長	打 越 東 亜 夫
副	議	室 井 正 行
議	員	薄 木 晴 午
	〃	萩 原 徹
	〃	小 笠 原 淳 夫
	〃	横 山 敬 三
	〃	大 門 和 子
	〃	小 野 寺 真
	〃	若 山 明 廣
	〃	小 林 栄 治

◎ 欠席議員 ( 2 名 )

議	員	小 笠 原 満
	〃	飯 田 隆 一

◎ 出席説明者

町		長	濱	谷	一	治
副	町	長	長	谷	川	篤
教	育	長	新	木	秀	幸
総	務	財	澤	口	純	一
政	策	推	田	畑		明
税	務	課	清	水	直	樹
健	康	推	高	橋	勝	則
町	民	福	太	田		誠
環	境	住	結	城	孝	好
建	設	水	大	坂	敏	文
追	分	商	大	杉	則	明
農	林	水	福	島		平
ひ	の	き	広	島	良	二
学	校	教	木	村		晃
社	会	教	小	田	島	訓
総	務	財	齊	藤	敏	己
		政				
		課				
		総				
		務				
		係				
		長				

(議会事務局)

局	長	松	尾	幸	春
書	記	秋	山	悦	子

開 会 10:00

(議長)

ただいまの出席議員数は10名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成25年第3回江差町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、若山議員、室井議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。

したがいまして、今臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

(議長)

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町 長」

「町 長」(行政報告)

臨時議会の冒頭ではございますが、JR江差線の廃止予定日についてご報告を申し上げます。去る3月28日に開催されたJR江差線対策協議会において、平成26年度当初をもってJR江差線いわゆる木古内から江差間の廃止を沿線3町が同意したことについては議員皆様もご承知のとおりでございますが、4月24日JR北海道本社より幹部が来庁し具体的な廃止予定日について正式通知

を受けました。鉄道事業法に基づき、鉄道事業者は廃止日の1年前までに国土交通大臣に届出ることとなっておりこの度JR北海道より4月26日付けで廃止届けを北海道運輸局に提出し、廃止予定日を平成26年5月12日とする、という内容でございます。3町対策協議会としては廃止予定日である明年5月12日からバス運行することになりますので、早い段階でバス事業者の選定を始め諸課題の整理を行うこととしております。また鉄道施設の処理に関してはJR北海道と各町、個別の協議も具体化されて参ります。今後においても競技の進捗が有り次第議員の皆様にもお伝えし、ご意見を賜りたいと存じますのでご理解の程をよろしくお願い申し上げます。

**(議長)**

日程第3、承認第1号 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

**「町長」(提案説明)**

承認第1号江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に施行されたこととなったことから同日をもって専決処分をしたものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますのでご審議の上ご承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

**(議長)**

「税務課長」

**「税務課長」(補足説明)**

それでは江差町税条例の一部改正について説明申し上げます。

議案の1ページから7ページ、資料の1ページから2ページの改正の概要。同じく資料の3ページから12ページの新旧対照表が関係する分でございます。

資料1ページの改正の概要について説明いたします。最初に町民税関係でございます。1つ目はふるさと寄付金に係る寄付金税額控除の見直しであります。平成26年度から平成50年度までの個人住民税について規定の控除額に復興特別所得税率2.1%を乗じて得た額を加算するものであります。

2つ目は個人住民税における住民ローン控除の見直しであります。消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から控除限度を所得税の課税所得5%から7%に引き上げるものでございます。

3つ目は東日本大震災に係る被災居住用財産の譲渡に係る特例範囲の拡大であります。

次に固定資産税関係及び特別土地保有税関係でございます。いずれも独立行政法人「森林総合研究所」に対する特例措置を廃止するものであります。

最後に延滞金及び還付加算金の利率の見直しでございます。国税における延滞金及び還付加算金の見直しに伴い地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げるものであります。以上が改正概要でございます。ご審議の上ご承認方よろしくお願いいたします。

**(議長)**

以上で提案理由の説明がおわりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

(他に) 質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

**(議長)**

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認めます。よって、本案については、討論を省略し、ただちに採決いたします。

**(議長)**

承認第1号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって、承認第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(議長)

日程第4、承認第2号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを、議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案理由)

承認第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月31日に施行されたこととなったことから同日をもって専決処分をいたしましたものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上承認方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」

「税務課長」(補足説明)

それでは江差町国民健康保険税条例の一部改正について説明申し上げます。議案の9ページから12ページ、資料の14ページから15ページの改正の概要。同じく資料の16ページから21ページの新旧対照表が関係する分でございます。恐れ入りますが資料の14ページに誤りがありましたので訂正をお願いいたします。14ページ表中下から5行目、左の米印医療分3万2000円を3万2800円に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは資料14ページの改正の概要について説明いたします。大きく2点の改正でございます。1つ目は国民健康保険の特定世帯に係る平等割額の軽減見直しであります。特定世帯は夫婦のうち1人が後期高齢者医療保険、もう1人が国民健康保険に加入しているケースでございます。平成20年4月以降当分の間特定世帯において後期高齢者医療保険に移った人も加えて軽減対象とし

てきておりましたがこれを恒久化するものであります。加えて特定世帯で単身世帯の場合、最初の5年間を世帯額を半分とする軽減措置でございましたが5年経過後の3年間についても4分の1を軽減する措置を講じるものであります。

2つ目は東日本大震災にかかる被災居住用財産の譲渡を受けた人に対する課税の特例でございます。町民税関係で特例範囲が拡大されたことを受け国民健康保険税の所得割についても、これに準じて算定するものでございます。以上が改正概要でございます。ご審議の上ご承認方よろしくお願いいたします。

**(議長)**

以上で提案理由の説明がおわりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

(他に) 質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

**(議長)**

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認めます。

よって、本案については、討論を省略し、ただちに採決いたします。

**(議長)**

承認第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。



日程第5、承認第3号 平成25年度江差町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」（提案説明）

承認第3号 平成25年度江差町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。起業支援型雇用創造事業に関わる補助内示があり、4月1日からの雇用が可能となったことから4月1日付けを持って専決処分したものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますのでご審議の上議決方よろしくお願いを申し上げます。

（議長）

「総務財政課長」

「総務財政課長」（補足説明）

それでは私の方から説明申し上げます。17ページの予算構成表で説明申し上げます。合わせまして資料No.5、22ページでございます。ご覧いただきたいと思っております。事業名は、起業支援型雇用創造事業でございます。この事業につきましては国のいわゆる24年度の大規模補正関連で厳しい雇用情勢に対し失業者の雇用の場の確保を図る目的で創設された事業でございます。雇用創出に資する事業、これを町が民間企業等へ委託する事業でございます。雇用創出力のある企業等であること。それから会社等の立ち上げから10年以内の企業等であることなどの要件がございます。町では広く募集案内をし資料5のとおり3団体、これを選定したところでございます。地場産品それから特産品の開発、販路の拡大事業が2件。それから観光資源の活用事業が1件でございます。雇用者数は5人を予定してございます。予算構成表の方に戻ります。補正額は1,019万7千円でございます。財源内訳は全額道の支出金でございます。以上でございます。

（議長）

以上で提案理由の説明が完了いたしましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

はい、すいません遅くなりました。1つ専決の件なのですが一応説明はわかりましたがそのどうしてもこの後にも専決ありますのでね、やはり基本的な点でやはり本会議でお聞きしたいと思います。その災害だとかさきほどの税条例ならまだしも、こういう言わば予算措置的な部分でましてや政策的な部分でまたま4月1日ということなのではないでしょうか。しかしそれにしても後でまたもう1つ質問聞きますがこの江差町としても政策的にこの間かなり論議しているもしくは継続的な事情でさらに新年度からまた違った観点から方向性として考えなければならない観光、農山村流通などそういう大事な政策的な点を専決でというのはあまりにも我々議会に対してちょっとこういうやり方でいいのかなっていうふうに考えざるを得ないのです。その点専決という意味合いをもう1つ先程の説明では納得できないので教えてください、それが1つ。

それからもう1つ、これは確かに言いながらも道として緊急雇用それはそれでわかります。ですから本当に緊急という対応の部分わかるのですが、その雇用という側面とその雇用の中身の事業。事業もやはり我々としてもさきほどちょっと言いましたけれども地域特産品開発、その流通体制の整備、商品開発の販路開拓。これ本当にこの何年間、町長も色々力入れてきたことで町外、町内本当にこの間色々苦勞してきたことでその1つの今回1ステップ上げた政策展開だと思うのですよ。だとすると、あまりにもこの間論議したことをきちんと議会とも十分な論議を踏まえた中でこの事業内容なのかという気がするのです。それでちょっと1、2お聞きしたいのですけれども特産品開発もしくは商品の販路開拓という部分で緊急雇用という側面は十分に理解しつつも江差町としてこれを道の事業に100%言いながら江差町の事業として採択するからには町としても基本的なスタンス、考え方を持たなければならないと思うのです。もっと言うとまさか単年度で終わりということじゃないと思うのですよ、この事業に関していうと。緊急雇用はこれ決まった期限で止むを得ないとしても、事業でいうとはいそれで終わりですよということにはならない。この間もやってきたしこれからも色々試行錯誤でやっていかなければならないことについて江差町として、緊急雇用が終わったとしても商品開発、販路開拓、市場調査これやらなければならない。どのような位置付けで今回こういうふうになったのかを聞きたいと思います。

(議長)

「迫分商工観光課長」

### 「追分商工観光課長」

まず1点目のなぜ専決になったのかということで専決をする理由ということなのですが、実は道の方からの内示がですね3月の27日にメールで町に来るというような状況でございます。まあ道としても緊急雇用の制度としてぎりぎりの日程で取り組んだということなのかというふうに私は理解しております。ただ申請者、起業型ですので申請者という相手が町の企業がいるということでございます。その企業から4月1日から実施したいという申請が上がっている以上これを緊急に取り勧めなければならない。3日以内に予算を組んで通知をするというのが実質的に議会を開くというのは無理だという認識のもとでの専決処分にさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

それと今後の展開ということでございますが、あくまでもこの制度は1年限りの事業でございます。ですから1年で、1年以降の雇用の継続というのは企業の努力ということでしていただくと。まあこれも努力目標としてですねこの制度の中に盛り込まれているというものです。そしてあくまでもこの制度というのは雇用目的とした制度であって、企業を助けるための制度というものではないということを理解していただければ今のような取り組みが1年ポッキリで町として終わってしまうのは残念だとか、そういう議論ではなくて少しでも今雇用に困っている方々を雇用するという道を開くという意味で大切な制度ではないかと認識しております。

### (議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

2つ、お聞きします。まず専決の関係なのですが今の答弁ですと私の解釈違いでなければ、必ずしも道としては先程の例えば税条例ですと国の方でどう言っているかわかりませんが先決せざるを得ない仕組みだと思っております。あれで専決しなかったらなかなか大変だと思うのですが。今の道の緊急雇用のそのメールうんぬんはともかく、事業の流れからいってですね道としても市町村に専決を想定してもしくは専決しなさいとそんなことはないと思っておりますけれども。それを想定してやっていることでは必ずしもない、つまり企業側の契約が仮にまあ一般的には1日だから止むを得ないのしょうけれども。それが多少違うということも含めて道のこの事業の展開からいって当然有りうることなのかどうなのか。つまり専決しなくてもきちんとこういう論議をする場が道からそれを阻害しているわけではないと思っておりますがその点1つ確認した

い。

もう1つ。その事業展開確かに私も1問目で言いましたが緊急雇用という性格私も十分に理解していますし、その仕事そのものは当然企業だということも理解しています。ただし商品開発、農産物の色々な展開というのはこれ町もあげてそれこそ道外にも含めて何とかできないかと。民間も町も手を力を合わせてということでこの間何年ですか、もう論議になっていますよね。ですからこの間この3つに関して言ったとしても仮に緊急雇用の方が1年限りだとしてもその業務といいますかその仕事の内容そのものは当然引き続き町としても色々な手で町の単費が大変だとしたらまた違った手で国なり道なりお金も含めて戦略戦術も含めて町だって当然手助けしていくというそういうスタンスは当然ありますよね。その点ちょっと確認したいと思います、2つ。

**(議長)**

「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」

まず1問目の契約をする上での専決が道は想定していたのかどうかということですが、道は恐らくそこまで想定したという話は当然ないですし、これは町の方の判断に委ねるところだと思います。ただ、先程も言いましたがあくまでも契約者、当事者がいるわけですから一刻も早く雇用を実現してあげるというのは町としても大事な施策の1つだと思います。これが議会を開催するまで遅れて一般的な補正にしますよということになっていくこととすればその間雇用が出来ないという状況が生まれていくわけですから、まあ私達も緊急だという判断をしながら今回の専決をさせていただいたということです。それとあの今後の取り組みとしましては先程も言いましたとおりあくまでも雇用を生むためのものですから特産品の開発をするのはこれ次のものとして今回の場合はついてきています。ただ町としてはこの特産品の開発というのは当然重きを置いている施策でございますので来年以降まったく支援しないとかそういう話ではなくてですね、何らかのかたちでこれお金を出すかどうかではないですが、何らかのかたちでこの中にも入っていかなければならないかという認識ではあります。以上です。

**(議長)**

はい、いいですか。

「横山議員」

「横山議員」

関連してお聞きいたします。ちょっと具体的になりますが私のこの資料の方の22ページの方で資料5の方で見ますと特に1番の地場産品活用した魅力ある特産品開発事業という項目です。この委託先企業はこれは前にも確か3ヵ年ぐらい緊急雇用のような雇用に関する事で補助金が出されて適用になっている企業です。その企業がまた今年今回もこれは1年ということで採用になっているのですが、なるべくこういうまあ江差町にある企業なども大変あのみんな苦勞して厳しい状況で経営されているところがほとんどだと思うのです。そういうところに行き渡るように他の事業所などにも働きかけてこういう事業がありますということなどの説明をすることによって、こういう恩典を企業にも与えられるというか。雇用に結びつけられる事業が進められるのではないかと思います。その辺はどのように処理されていましてでしょうか。

(議長)

「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」

この事業の1回目の募集ということで道の方から通知いただいて町が町民に向かってといいますか、町の企業に向かって候補通知をしたのが3月の広報に折り込みチラシを入れております。その中で見ていただくということになります。ですけども先程言いましたとおり10年以内での起業化された企業であるとか、これから成長を見込んでいく企業であると。まあさつき小野寺さんからも質問じゃないですが、1年ポッキリで首切ってしまうばいいのだという世界ではないとこれは継続していくのだということを見込んだ上での取り組みだよという計画も出してもらいながら取り進めて来ているということです。先程言いましたとおり全体でどの程度の企業があるのかわからない中でですね、こういうアイデアも計画も出しながらそれぞれの企業から自立的に出していただくという件もございましたのでまあ数的には1回目3件というかたちになりましたけれども、まあ道とすると今後もですねあるかのようなお話も聞いております。その点でまたどのようなかたちを取っていくのかというのは課題になってきますが、広く出来るだけ江差町でこういうようなことを考えている計画している企業を取り込んで雇用拡大していくというのが私達の使命だというふうに認識しておりますので、ご理解いただきたいなと思います。

(議長)

「横山議員」

### 「横山議員」

まあ中身的にはわかりましたしそれから時期的にも3月にそういう町の広報に折り込んで知らせたということはありません。それで大変時間がないのでこういう緊急雇用のあれでしたというかたちに応募する企業も他にあったのかどうか、まずあったのかどうか。それからあと町としてもそういう事業所を他にもたくさん把握されていることだと思います。それがその企業に対して、まあ慣れていないところはなかなかこういうのに応募していいものかどうかというのも実際私達としてもわかりません。ですからむしろ役場の方からこういう事業がありますけれどもどうですかというような呼びかけをしたものかどうか、そこをもう一答あれしたいと思います。というのはやはりさっきも話しましたとおり今回の委託先企業は前回3ヵ年そういうあれを受けていると。またそこかと、同じところがやるのかということでどうも町民の目線としてはちょっと納得いかない点があるのではないかと思うものですからその辺の、いや実はそうやったのだけれどどうのこうのということがあつたで説明をしていただければと思います。

### (議長)

「追分商工観光課長」

### 「追分商工観光課長」

具体的にですね申請があつたところは3件だけでございます、ただ相談があつたところが別途ございました。ここについては相談した結果今回は申請が間に合わないということで取り下げるというか申請をしないというかたちをとつたという経緯はございます。それで私達とすると先程も何回も言いますけれども企業を助けるという意味じゃなくて雇用を守るという意味ですから、そういう中で一企業に2回も3回も助成するのはおかしいのではないかという話になりますけれどもそうではなくてあくまでも雇用を守るという立場でお考えいただきたいなど。特に今回のこの事業につきましては道の方から例としてこういう場合も該当になりますという例も来ているのですが具体的に過去に企業で採用されていてまあ言ってみるとその後雇用期間が切れてしまっている方で、現在失業中であればその方も該当になりますというような具体的な例もありながらうたってきているわけですから、そういう観点でまず見ていただきたいというふうにご理解いただきたいと思います、以上です。

失礼しました、先程言ったとおり全体に対してのチラシの呼びかけは一度しておきます。その他出来るだけ拾いたいなという気持ちもありますけれども商

工会にも別途通知が出されております。まあそのようなかたちですね、出来るだけ広くというような認識ではおります、以上です。

(議長)

「萩原議員」

「萩原議員」

1点だけちょっと確認だったのですけれども、雇用を守るためということでこの事業始まっているのですけれどもあの3番目の企業などは色々なこと色々な事業内容やっているとと思うのですけれどもあくまでも今回の雇用というのは何ていうのですか、地域住民・農産物品の加工・流通販売のことだけに、人を雇うということですか。それとも会社内で他の事業も手伝ったりしてもいいのかというそういう規制みたいなものはあるのかどうかの確認なのですけれども、どのようになっているのでしょうか。

(議長)

「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」

基本は計画に出されているものなら対象内ということなので他の業務に使うというのは基本的にはまずいのではないかという認識で私は考えております。

(議長)

いいですか。

「大門議員」

「大門議員」

1点だけちょっとお伺いします。雇用という先程ちょっと横山議員の説明の中にもあったのですけれども雇用という側面で例えば前年使っていましたと、12月なら12月で解雇しましたと。それで4月でまた同じ人を繰り返し採用するというのがこの事業は可能だということなののでしょうか、その点だけこのシステムは。

(議長)

「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」

今回の事業は初めての事業でございます。これを継続して今のようなかたちをやっていくというのは基本的にはありえないだろうというふうに認識しております。あの今回の制度で使えるのはあくまでも1人と、たまたま昨年度まで例えばの例ですが12月という話が出ましたので12月で雇用が切れたと、だけれどその人をもう1度今回の事業の中で失業でしたので雇うということは可能だということでしてこれを来年以降も続けていくということには基本はならないというふうに認識しております。

(議長)

「大門議員」

「大門議員」

ちょっと確認だけ。あの今回は今までの雇用といっても色々な事業ありましたけれども今回のまた新しい雇用促進事業ということの捉え方なのですね。それで継続性はないということで今期はOKけれども来期になったらわかりませんよということなのですか。これ今までとは違いますよということなのですか、同じ雇用でも。

(議長)

「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」

あくまでも北海道の制度。これまで厚生労働省の制度が中心だったのかと思っているのです、雇用の分ではですね。今回は北海道の委託事業というかたちでの制度でございますので、考え方がちょっと違うだろうと思っております。ただ今回の事業につきましてはあくまでも継続して使っていただくということを念頭に置いて、来年以降も継続して使っていただくということを念頭に置いて雇用の計画を出していると。その計画に沿ってよろしいですねということで、来年以降も1回雇うことを止めてまた雇い直して制度もろうという話は基本的にはありえないというふうに認識しております。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)



(議長)

(他に) 質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、本案については、討論を省略し、ただちに採決いたします。

(議長)

承認第3号、平成25年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって、承認第3号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(議長)

日程第6、承認第4号 平成25年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

また承認求めることですが、承認第4号 平成25年度・江差町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。内容的には伏木戸町の旧自動車教習所沿いの水道管でありますけれども、

布設以来45年以上経って老朽化していること及び一部が民有地内に布設されていることから移設することとしておりましたが、早急に着工しなければ現在進められている大型商業施設の工事の遅延を招き、水道管の移設の経費も増大することから4月3日付けをもって専決処分いたしましたものでございます。具体的内容については担当課長より説明いたします。ご審議の上ご承認方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

それでは私の方から江差町水道事業会計補正予算の専決処分の内容についてご説明いたします。議案書は28ページをお開き願いたいと思います。基本的資本的支出予算第4条の建設改良費規定の予定額3,285万5千円に対しまして補正予算額896万2千円を補正するものでございます。資料につきましては23ページ資料の6をお開き願いたいと思います。今年3月に低区田沢野系配水管が布設されております旧檜山自動車学校前で、大量の漏水が2箇所発生いたしました。直ちに現場に急行し漏水の原因を探ったところ水道管の継ぎ目が老朽化していたことが判明したところでございます。現場の配水管は今町長がご説明したとおり昭和50年に布設されたもので、40年以上を経過しております。応急的に水止措置を実施し、仮復旧を終えましたが更なる漏水が起こる可能性が高いことから現在商業施設駐車場が同様の場所で施工されていることを踏まえて、駐車場の完成前に配水管を移設し工事の効率性と施工費用の軽減を図るものと判断したところでございます。工事の内容につきましては口径75mmの硬質塩化ビニール管延長207mを国道敷地内で移設する内容でございます。設計測量等を早期に行い直ちに着工が必要なことから専決処分をしたところでございます。ご審議の程承認方よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で提案理由の説明がおわりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「横山議員」

「横山議員」

ちょっとじゃあさっきの小野寺議員の最初の質問とも関連するようなことですが、この事業を専決処分に持っていったというのはさっきの町長の説明それ

から課長の方からも説明のように大変40年以上経っているという状況にあったと。それからあそこの事業は実際入れるのかどうかというのはなかなか最後までこちらも見えなかったというかわからない、決定しなかったのですがそれでこれは事業計画に具体的に入っていたのかどうか。入っていたならばこれは緊急で処理せずに普通に処理出来たのではないかなと思うのですが、その辺はどういうふうになっていますか。

**(議長)**

「建設水道課長」

「建設水道課長」

老朽管の対策につきましては色々今建設水道課の方で調査し、順次やっていくというような計画は立ててはおります。ただこの今回の漏水に関しては本年度の工事対象には入ってごさいませんでした。よって緊急的に起こった事項であり、そして先程も言ったとおり専決処分をさせていただいたという理由につきましては現在あの駐車場の工事をやっております。それで一旦駐車場が完成してしまってからいわゆる水道管配水管の布設をするということになりますと、舗装をもう1回切って掘り起こさなければだめだというようなこともございまして、そうなった場合に非常にオープンを抑えた商業施設であるということ。そして完成してから移設をするということになると工事費も増大に掛かるということそういうことを踏まえて早期にやらなければだめだ、やるにしても設計等が必要になるということはおもう4月の早い段階で設計委託をかけてやらなければだめだ。そしていわゆるあそこの駐車場の施工業者の方と町の方の色々な工程の打ち合わせ、こういうこともしていかなければだめだということでご専決させていただいたという内容でございまして。緊急的な事項ということでご理解願いたいと存じます。

**(議長)**

いいですか。

「大門議員」

「大門議員」

これはまず漏水が2箇所ありましたということがまずこの布設替のまず要因なのではないかということと、その漏水は何か作業していて漏水漏れがわかったのかどうかということと。それと元々この作業があそこで建設工事が始まった時点で老朽化しているのでこれはついでに取り替えなければならないという

ことがまず前提に工程的なものとして、工事がいつの段階でしたかやると決まりましたよね。その段階でそういう見方をしていたのかしていないのかということのところら辺と。それとこの今現在入っていたところは今度国道にと言いました布設替えするということでしたけれども、現時点で入っていたその土地はどこなのかということとお聞きします。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

実はあの先程昭和50年に布設されていたということ、それであのいわゆる配水管の図面等がございまして国道の敷地と民地のほとんどギリギリの境界に入っていたことが判明したわけなのです。それで当然あの商業施設の工事をするにあたって施工業者の方では工事を当然していわゆる柵の囲いとか色々やっていました。工事の影響によるものということなのかということなのですが、まあ漏水ということのうちの方も漏水調査色々やっていてその時に民地と国道のギリギリの境界に入っていたということが判明したわけなのです。それでそういうことであるならばきちんとやっぱり境界、民地に入れなくて国道の敷地内に道路占用を出して、私有地に入れられないような対策を取らなければだめだということが1つありますし。その漏水についても掘っていったところやはりあの継ぎ目から、漏水したことがわかったわけなのです。かなり腐食しておりますこれは直ちに移設かけなければだめだと。ちょっと漏水がなければその場所についてはそのままになっていた可能性もということはまだ先延ばしする可能性もあったわけなのです。今回あの工事によることそれと漏水によること。色々なことがかみ合いまして207m延長あるわけなのですけれども、これはやっぱりあの早急にやるべきだろうと。それであのいわゆる大型駐車場に車両等が大量に駐車をするということになった場合にその老朽管がいつまた破裂するかわからない、こんなようなことも加味しましてですね、専決させていただいたという内容でございますのでご理解の程お願いいたします。

(議長)

いいですか。

「大門議員」

「大門議員」

状況は、言い訳というか何かよくわかるようでわからないような話なのです。

というのは以前からこういう問題はいつでも起きうることでやっぱりきちんと精査して行かなければ、年度それで今の取り方っていうのは漠然としたきちんと年度ごとにどこの区間はやっぱり相対的なものを町としてやらなければならない、相対金額きちんと出すべき。そして年度ごとに古いものはこの間この間っていうきちんとした予算付けをしていくべきだというのは私の前からの意見なのですよね。ですからこのようなことはいつでも起きうる、緊急であるということとは常々ですよね。まして今回大型店舗が来るっていうことは本当に課長さんおっしゃったようにあそこに重要な頻繁に出入りするってことになればもうもちろん消失するということも有りうるという。そういう想定部分というのは、遠からずやらなければならない仕事。その辺のところをやっぱりきちんともう少し事前にやっぱり私は議会の方に相談すべきとか出すべきだと思うのですよね。起きて当然の話だったと思うのですこれは、起きるべきして起きたことなのでその辺のところをもう少しきちんと精査していくべきだと思いますが今後のこともありますので。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

大門議員が言うのはごもつともなことだと思います。それであの昭和40年代50年代に布設した水道管の調査をしております。計画的な更新についても、議会の方ともきちんと相談をさせていただいてこれから取り進めていきたいと思っております。それで4月につきましても市街地漏水調査に入っております。5月の連休明けでまた2回目の漏水調査も入ります。そういうようなことでまた新たに発見する箇所も出てくるわけです。いずれにしましても計画的な方針については議会とも相談させていただいて取り進めて参りたいと思いますのでご理解の程お願いいたします。

「大門議員」

それで最後にちょっと一言だけすいませんが、わかりました。そして私先程小野寺議員もおっしゃいましたけれども、やっぱり専決というものが私はちょっと不思議に思ったのは結構多すぎるというのが一段あるのです。ですから金額的なものも大きいです。だから出来るだけやっぱりこの専決ということ避けるような方法で町も行政を行なっていただきたいと思います。

(議長)

はい、意見ですね。

「室井議員」

「室井議員」

大坂課長、専決は専決の理由というのがあるのですよ。答弁がだめだ、これ私は土曜日の日現場通ったら、たまたま作業員が漏水しているときに課長に電話しました。そしたら直ちに手配してくれました、あの水道水はどこにいつているのですか。道立病院には行ってないのですか、本管。道立病院いついていませんか、事故あったらどうなのですか、手薄になったら。道立病院に一切水いなくなるのではないのですか。こういうものは直ちにやるべきなのですよ。それと漏水調査、無制限に出来るのですか何十年経ってからって。どのぐらいお金かかるのですか。計算していますか、課長。軽々しく答弁するものではないよ。そういう場合にあった場合にはね、それは速やかに対応していく、財産がいくらでもあって全町調査出来るならいいのですよ、出来ないでしょ実際には。必要に応じるところだけはやっていかなければならないでしょ。専決処分が多いって多いなら多いなりの理由があるのでしょうかちゃんと。もう少しちゃんとした答弁した方がいいのではないのですか助役さん。副町長、あなた責任持ってちゃんと答弁しなさい、課長にばかり答弁させないで。理由はあるでしょう、そういうことちゃんと言わなきゃだめでしょう。あの管を投げておいて、入札やって調査して道立病院に水いかなかったらどうなるのですか、誰責任持つのですかこれ。答弁ちゃんと求めたい。

(議長)

「副町長」

「副町長」

専決処分を抑制的に考えていくというのはもう基本的にど真ん中の話でございまして、確かにそのとおりでありますがこの事態の緊急性あるいは早急性に鑑みまして議会の承認というかたちで後日得られるであろうというそういう確信のある事業につきましては、迅速な対応をするという意味で専決処分をしたものでございます。

「室井議員」

私が質問するのだ。町長、何も専決処分がだめでないのですよ。速やかに議会の招集をしてやっている時間がない場合にやらなきゃならないのです。そういうことをきちんと皆さんに言わなきゃだめですよ。何か専決処分が悪いみた

いに捉えたら論戦できますか、そこきちんと押さえてください。

(議長)

「町 長」

「町 長」

専決処分の、私もちょっと多いかなという思いもしたのです。だけれどもこの時期的な問題、国の制度の問題これらのことがあるからまあ私としても専決処分の意図するものではないわけです。かつその事を含めて今回の水道の専決処分の関係については今室井議員がおっしゃったようなかたちの中ではTPOがあるわけですよ。どこでもその緊急にやれば一番良い話なのですけども、やっぱり今おっしゃったようなかたちの中で道立病院に漏水している管だということも含めて、人命に差し障りがあるようなそういう状況下のもとでの判断をしたわけでありまして。それと大門議員がおっしゃるような江差町の水道管については老朽化していることについても私達も理解をしています。しかし、今の状況の中で数十年経っているものが二十数キロもあるような環境下の中でこれをじゃあ計画的に改良していくという話になれば、水道料金にも跳ね返るわけですよ。そのことについてはですね、皆さんちゃんとやっぱり理解、だからやりたくないのだからという問題ではないのですよ。計画的にはやっておくことについては緊急性を考えた上での対処の仕方はしていますけれども、それらのことについては最大限この水道事業会計の仕組みを財政的な背景も含めた仕組みを理解しつつ、段取りを踏んでいるわけです。ですからそういう状況下の中では今回の部分については室井議員おっしゃるとおりもうこれは緊急、止むを得ない判断のもとで金額も大きいですからそういう立場の中で私共判断をしたものでありまして、まあまあ意図的にこういうかたちで専決処分したのではないということについては理解して欲しいと思います。

(議長)

いいですね。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

もう少し私も聞きたいと思います。結果としての緊急性で専決処分するということと、それに至る経過についてもう少ししっかりとした対応をすれば専決しなくても済むのではないかということはこれまた別問題。結果としてのこの今の流れでいって専決処分はそれはそれで止むを得ない部分はあったと思うの

ですよ。ただしということではちょっとお聞きします、大門議員もちょっとやり取りしておりましたがもう少し私確認の為お聞きしたいと思うのですが。この工事これは確かにいつ着工するとかですね、どのような展開でというのは色々流れあって多分現場サイドでも中々掴めないところがもしかしたらあったのかもしれない。でも一定の動きの中で予測はついたときに先程水道管の位置、これは町内全体的にそういうところってたくさんあるのでしょうかけれども当然この工事がもしかしたらいついつに入るかと予測ついたとすれば、当然この管の老朽度の部分についてはあってからの対応ではなくて事前に対応するということは当然しなければならぬことではなかったのでしょうか。先程確かに江差町全体で老朽調査、今回の四半期でもう町の街の中で180万ですかね、四半期で契約の予定でありますけれども全町一面に今すぐ全部やるとしたら金額的なこと時期期間ってというようなことあるのでしょうかけれども、こういう大きな工事が入って当然民有地国道も含めて境界地なども含めて一定の予測的に事前に調査するということがなぜしなかったのか。なぜ結果的にこういうことになって専決をかけなければならぬような事態に陥ったのか、私はそこはまずスケジュールとしてどうだったのかお聞きしたいのですよ。この工事がある程度なったときからですから去年辺りから当然こういうことについては事前に調査出来たのではないのかという意味合いです。

もう1つついでに、さっきもちょっと触れましたがやはり大きな問題は漏水調査、今先程言ったとおり江差町で委託でやっていますけれどもこれをどれだけ全町的にやれるかどうかということにきつとかかっているのかなと思うのですが。現在の進捗状況、今回の180万の四半期の予定も含めて進捗状況今どういうふうになっているのか。それから今後どういうふうを考えているのか先程金額の話も出ましたけれども今回のこの180万でどれぐらいのエリアが終わってさらにどれぐらいしないと漏水調査は終わられないのか。ある程度ちょっといきなりの質問ですのでわかる範囲でよろしいです。

**(議長)**

「建設水道課長」

「建設水道課長」

今回の大型商業施設の工事については承知しておりました。先程言ったように境界にギリギリに入っているという民地との境目ということ。掘り返していないものですから、昭和50年に布設されていたというのはわかっていますがどの程度まあ本来もう40年も経過していますから耐久的には当然悪いというふうには判断しておりました。確かにじゃあ掘り起こして調査して事前にやっ



て、なぜやらなかったのかと言われるとこれはあの何も言うことができませんが。ただあの今回それで幸いといえば変な言い方ですが、判明したことによって先程室井議員からもご質問あったとおりにあそこはやはり病院・薬局・商業施設様々あの水堀まで結ぶ大動脈なわけですよ。そこがもういつ何時このいわゆる工事をするとということになれば断水をするということになるわけです。だからそのようなことは避けたい、だから早急にまずやらなければだめだという判断のもとだったということは是非ご理解いただきたいというふうに思います。

それと漏水の調査につきましては計画的にこれ全町内全てをやるというと莫大な経費と莫大な日数がかかるわけなのです。それで夜中を中心に、言うなれば人が寝静まって車がないときこういうところを見計らって広報にも出してありますが1件1件歩くわけなのです、道路沿いを徒歩で。ですから今回に限っては市街地の方中心にやっております。次年度以降も順次漏水調査については行って判明してこれは直ちにとにかく工事をやらなければだめだということで今回も4月からもう7件ほどですか、漏水がわかった時点ですぐ早急に工事をやっております。そういうような状況ですので順次計画的に取り組んで参りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

(議長)

いいですか。他に質疑希望ありませんか。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、本案については、討論を省略し、ただちに採決いたします。

(議長)

承認第4号、平成25年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)の専決

処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって、承認第4号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(議長)

日程第7、議案第1号 平成25年度江差町一般会計補正予算(第2号)についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第1号、平成25年度・江差町一般会計補正予算(第2号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては消防救急デジタル無線整備実施設計に関わる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ599万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ45億7,689万6千円とするものでございます。合わせまして地方債の補正をお願いするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは、議案の31ページお願いしたいと思っております。予算構成表で説明いたします。合わせまして資料No.7でございます、ご覧いただきたいと思っております。事業名が消防救急デジタル無線整備実施設計でございます。内容は檜山広域消防救急デジタル無線共同整備事業に係る実施設計の負担金の補正をお願いするものでございます。資料で説明した方がわかりやすいというふうに思います。資料No.7、1枚目24ページでございます。これは負担金の積算の根拠でございます。1の整備費用額です。広域行政組合全体の費用額は16億4,406万9千円でございます。江差町は合計が2億2,737万9千円でございます。江差町の場合上ノ国町と共同で基地局を夷王山に建設の予定でございます。従いまして共同整備費用額としてB欄でございますけれども、ここに記載してお

ります。これが2町で負担となります負担割合を受益者按分、これは世帯数をもつての按分でございます。江差町が6割、上ノ国町が4割とこれは双方で確認したところでございます。その結果江差町の全費用額に占める割合、一番最後の方右側の方でございますけれども13, 8%というふうになります。この負担割合を実施設計予算額に乗じます、かけます。江差町は599万9千円ということになるわけでございます。これが2の各町の負担額まあ江差町一番上の方でございます、一覧表でございます。

それから資料の2枚目25ページでございます、これは設計業務の行程表でございます。年末12月を目処に完成予定をしております。

それから3枚目26ページのA3番カラーの図でございます。これちょっとイメージだけ説明申し上げます。基地局を夷王山に建設した場合のイメージでございます。水色これが江差町の単独で設置するシステムでございます。それから黄色これが上ノ国町の単独で設置するシステム。あずき色がさきほど言いましたように共有のシステムでございます。夷王山の基地局を真ん中にして一旦江差消防署に設置する共有システム。そこから江差消防署と上ノ国消防署へという系統でございます。共有機器あずき色でございますけれどもこれは今の図でございますと江差消防署内に入ってございますけれどもこれは江差でもいいですし上ノ国消防署でもいいわけでございます。どちらでも問題はございません。現段階ではですね、江差消防署内に共有システムを設置するという案でございます。

予算構成表の方に戻っていただきます。補正額は599万9千円でございます。財源内訳は地方債590万円でございます。一般財源が9万9千円です。一般財源は繰越金を充当いたします。

次に35ページをお開き願いたいと思います。第2表の地方債の補正でございます。起債の目的「消防救急デジタル無線整備実施設計」でございます。限度額は590万円。起債の方法・利率・償還の方法は変更ございません。それから関連しますので42ページ最後でございます、お開きください。地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。25年度末の現在見込額これは590万円の補正額を追加しますと64億4, 986万7千円となるものでございます、以上でございます。

#### (議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

**「小野寺議員」**

これは澤口課長でよろしいのですか。先だって全員協議会でもう説明ありましたので重複は避けます。1点だけ吹鳴装置のことなのですがこれも前にも何回か町長とも吹鳴装置の関係でやり取りさせていただきましたが、ちょっと確認なのですが今回この吹鳴も含めてこの日程表工程表で入ってくると、これは江差町単独の部分だということでこれはこの間の流れで私も確認できるのですが。お聞きしたいのはその現在江差町のやっている一般町民に対する広報といえますか、在り方。よその町は行政無線といいますか行政つまり一般行政のことも含めて、本日どここのAさんがお亡くなりになりました。葬儀がどこどこでということも、あれお金の関係なのでしょうか、可能だと。私はその一般的にその緊急時だけではなくて日常的にもやはり色々な広報ということもやはりどんどん必要となってくると思うのですけれども、この江差町のお金の流れからいったらあくまでも消防の限られた部門ということにしかならないのか。もっと行政無線的な利用ということはこの期に何か出来ないのか、これは発信地は確かに江差町じゃなくて消防ですけれどもまあやりようによってはできないわけでもないと思うのですけれどもこの点まったく不可能なことなのかちょっとその点お聞きしたいと思います。

**(議長)**

「総務財政課長」

**「総務財政課長」**

この関係は以前からちょっとお話があった関係だと思えます。実際に今この吹鳴装置を管理すると、法的には、消防の救急無線でございます。従って一般的に先ほど小野寺議員がおっしゃった他町では色々使っていますよというのは、防災行政無線のことだというふうに思えます。そこでまずすみ分けが1つあるということ。だからといって今の26本町内にある吹鳴装置を緊急の場合とか有事の場合使えないのでしょうかというそれは違うというふうに思っております。それはすみ分けはしているのですけれどもこれはきちんとそれぞれの立場で、消防とそれから町の方ときちんと話し合ってそれは可能かというふうに思っております。

**(議長)**

「小野寺議員」

「小野寺議員」

例えば今後の検討課題という意味で例えばでお聞きしますが、そうですね南が丘の奥に熊が出てきましたと最近すごいですね、上ノ国厚沢部これは山同じですからね。たまたま遭遇してないだけかもしれません。例えばですけれども先ほどのお悔やみのことはちょっとともかくとして、緊急時という意味合いでは本当に町民の命に関わるということは当然あると思うのです。火事だとかとは別に津波だとかとは別にそういう意味で大いに検討の余地がもしあるのだとすれば、運用上の問題だとすればじゃあ何が行政防災的なことができるのかどうかというのはちょっとわからないのですけれども、大いに検討してもらいたいと思います、どうでしょうか。

(議長)

「町 長」

「町 長」

意味合いはですね、小野寺議員私も彼がこういう立場になってから消防の方と縷々今まで協議させてもらってしてきましたが、基本的にうちの方で防災無線やったときの補助金の取り入れ口によってですね、縛りがあるのだとこういうことが言われてきたわけです。ですから奥尻でやっている上ノ国でやっているのかたちとですね、私共のところについては縛りがあってなかなか厳しいのだとこういうことが言われてきたことについては間違いのないわけでありまして。まあ思いは同じなのです、なぜ使えないのだということでは図らずも私の口から言わせてもらおうとやっぱり当初からそういうことを意識してやっていたら、やっぱりこの改めた無駄なお金を使わなくても良かったのかなという反省もありながらちょっとそれらのことも含めてですね、今後あのクリア出来るのかどうかということも含めて検討はさせてもらいたいと思いますけれども、今の状況の中ではかなり厳しいという関係が聞かれております。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、本案については、討論を省略し、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第1号、平成25年度江差町一般会計補正予算(第2号)についてを、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で本臨時会に付議された案件については、すべて議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成25年第3回江差町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございます。

閉 会 11:12